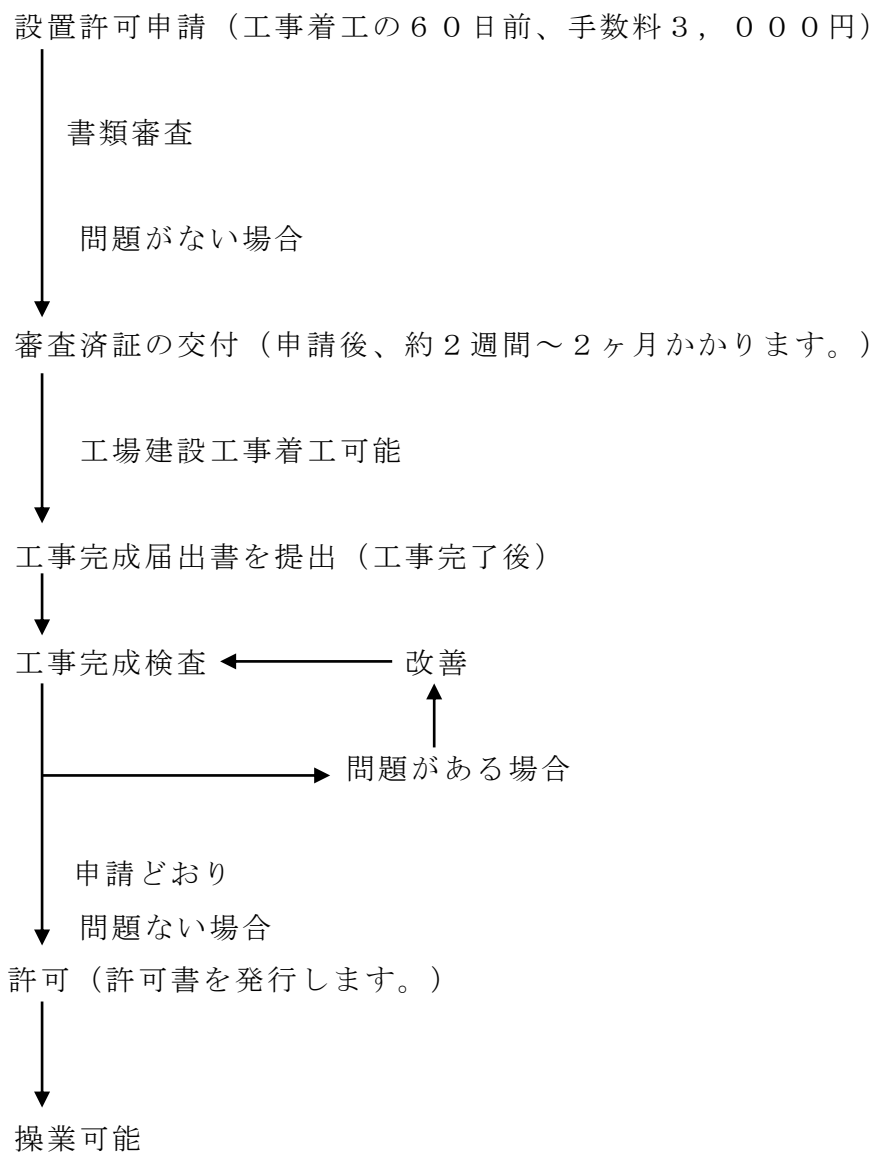


## 特定工場等の変更許可申請の手順



### ※《注意事項》

- ① 用途地域違反等、開発関係法令違反の場合は、許可できません。
- ② 審査が済んだ申請書の内容に変更があった場合は、環境課に連絡してください。
- ③ 許可後、はじめて操業が可能になります。
- ④ 許可後は、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例の許可工場である旨の看板を掲示しなければなりません。（看板は市で作成したものを1,000円でお譲りしています。）

## 特定工場等許可申請書の記入方法及び添付図面

申 請 書	<p>申請印 電話番号 業種 特定工場等の区分 作業場の構造 定格出力の合計 公害の防止の方法に関する計画 公害防止対策書</p>	<p>登録印を使用してください。個人（印鑑登録してある実印）法人（代表者印） 申請工場内の電話も併記して下さい。 日本標準産業分類小分類において該当する業種を選択して記入して下さい。 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例別表第1の該当する区分を記入して下さい。 例 [外壁：ラスモルタル20mm 内壁：大平板9mm 出入口：アルミサッシ引違い戸 窓：アルミサッシ網入りガラス6.8mm] 生産又は加工施設の合計とそれ以外の合計を加えたものを記入して下さい。 発生の予想される公害の防止方法を記入して下さい。 例（油水分離槽装置・内壁大平板により対策） 廃水・悪臭・有害ガス処理施設・集塵機等の公害防止施設の内容を記入して下さい。</p>
添 付 図 面	<p>案内図 付近の見取図 機械の配置図 建物の配置図 平面図 立面図 矩計図 作業工程図</p>	<p>駅・主要道路から申請地までの地図 申請地を中心にした近隣の住宅・工場の立地状況を記入して下さい。（できるだけ詳しく） 第1号様式別紙の施設番号で記入して下さい。 敷地内の建物・給排水路を記入して下さい。（給水経路は青線、排水経路は赤線で記入） 住居専用階は不要です。 東西南北の四方向から見たものを記入して下さい。（換気扇等も記入） 外壁・内壁・窓・屋根等の材質及び厚さについて記入して下さい。 材料から製品となるまでの生産・加工行程を図示して下さい。例（切断－研磨－溶接－バリ取り－組立）</p>
備 考	<p>公害防止担当部課 責任者の職氏名は、申請内容の問い合わせに対応できる人を記入して下さい。</p>	